平成二十七年国共済経過措置政令	第五十四条	組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間	旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間			
	第五十六条	なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第十二条第一項の規定により読み替えられた改正後平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する旧適用法人施行日前期間	同項に規定する組合員期間	同項に規定する旧適用法人施行日前期間		
	第五十六条第一号、第六十二条及び第六十五条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間			
	第七十一条第一項	組合員若しくは組合員であった者	旧適用法人施行日前期間を有する者			
	第七十二条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間			
	第七十六条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間	改正後平成九年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた改正後平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間	同項に規定する組合員期間	同項に規定する旧適用法人施行日前期間	
	第七十六条第一号、第八十二条第一項、第八十三条、第八十四条第一項及び第八十八条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間			

第十二条第三項中「適用する国家公務員共済組合法」を「適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「並びに昭和六十年国共済改正法」を「並びに平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に改め、同条第四項中「のうち国家公務員共済組合法」を「のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「適用する同法」を「適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「のうち国家公務員共済組合法」を「のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第六項中「のうち国家公務員共済組合法」を「のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第八項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「を適用する」を「の規定を適用する」に改め、同条第九項中「改正後国共済施行令」を「平成二十七年改正前国共済令」に改める。

第十三条第一項第一号中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号及び第四号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同号イ中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第五号及び第六号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同項第七号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「が同法」を「が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「（同法」を「（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「適用する同法」を「適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同項第九号及び第十号中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、同条第三項中「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に改める。

第十四条第一項各号及び第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第十五条第一項第一号中「厚生年金保険法第五十四条の二第一項及び第六十四条の二第一項並びに」を削り、同項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項中「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に改める。

第十六条中「により国家公務員共済組合法」を「により平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合法施行令」を「平成二十七年改正前国共済令」に、「組合員の地方公務員等共済組合法」を「組合員の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。）に、「者の地方公務員等共済組合法」を「者の平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、「第八十条第一項に規定する」と」及び「者であった者の同法」と」の下に、「「第二十四条の三第一項」とあるのは「第二十四条の四第一項」と」を加え、「長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものであった者」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものであった者」と、「私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等であった者の同法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等であった者の平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「同法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項」を「同法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項」に、「七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であったものに対し同法第二十四条の三第一項」を「七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であったものに対し同法第二十四条の四第一項」に改める。

第十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「遺族厚生年金等の受給権を有する者の退職特例年金給付の額」を付し、同条第一項中「国家公務員共済組合法」及び「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第一号中「得た額（以下この条から第十七条の四まで」を「得た額（以下この条、第十七条の三、第十七条の三の二及び第十七条の四」に、「及び第十七条の四」を「、第十七条の二の三、第十七条の四及び第十七条の四の二」に、「合計額（以下この条から第十七条の四まで」を「合計額（以下この条、第十七条の二の三、第十七条の三、第十七条の四及び第十七条の四の二」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。